

定例監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づく定例監査の結果（令和元年5月30日付け公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第12項の規定により公表する。

令和元年6月27日

山形市監査委員	玉	田	芳	和	
同		村	山	秀	幸
同		渡	辺	元	
同		中	野	信	吾

教（管）第 99 号
令和元年 6 月 19 日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

山形市教育委員会定例監査結果についての措置状況（通知）

令和元年 5 月 30 日付けで通知のあった定例監査の結果について、下記のとおり措置を講じたので通知します。

記

課等名	監査の結果	措置状況
教育委員会 元木公民館	(指摘事項) 1 備品管理事務において、廃棄した備品が備品台帳に登録されたままになっており、現在高報告書の提出にあたっての確認が不十分なものがあつた。	1 廃棄後も登録されたままになっていた備品については、社会教育青少年課により 4 月 26 日付けで財務会計システムの備品組替兼処分の手続きを行いました。 今後、毎年 5 月に備品残高の確認を行い、備品の廃棄及び保管替えが生じた場合は社会教育青少年課と連絡を密に行い適正に措置してまいります。